

【 参考：議論の方向性について 】

● 公的賃貸住宅のあり方（供給対象とすべき世帯属性等）の論点

- 視点1：今後公営住宅等への入居者として特に配慮すべきターゲット
 視点2：配慮すべきターゲットの利便等を考慮し団地があるべき立地や構造・形態等
 視点3：上記を安定的に提供するための手法（PFI/PPPや他機関連携など）
 視点4：県営と市町村営住宅が隣接・近接する団地の整備における余剰地等の有効活用方法等の提案

● 住宅（既設）の新たな活用手法の論点

- 視点1：上記あり方の論点から公営住宅が担えないものを選定
 視点2：選定された住宅を公営住宅以外の住宅（目的外使用）としての提供

● 供給等の最適実施者の論点

- 視点1：公営住宅の供給等において、県と市町村の役割の違いはないことから、既設住宅の管理者区分に関わらず、立地や建設年など地域内を一括した中で、長期にわたる安定的な提供を可能とする最適実施者の整理
 視点2：必要なサービスを担うべき者（県や市町村など）の整理

1

【 参考：県住宅審議会において確認されたスケジュール 】



2